

KHK技術基準策定プロセスの抜本的改正 —公平性, 公正性, 公開性を原則とする デュープロセスの導入—

小山田賢治 高圧ガス保安協会 総合企画部

1. はじめに

高圧ガスに関する法令の性能規定化が進み、詳細技術基準として民間規格が活用されるようになった。そのため、KHK規格をはじめとする民間規格の策定作業には、公平性、公正性、公開性を原則とするプロセス（以下、「デュープロセス」という。）の導入が求められている。同時に、高圧ガス保安のための技術基準ニーズに適切かつ迅速に対応することが必要となっている。

これに対応するため、このたび、KHKは委員会組織および策定プロセスを抜本的に改正した。大きな改正点は次の2点である。

- ① KHK規格をより公共性の高い民間規格とするためのデュープロセスの導入
- ② デュープロセスの実行、すなわちKHK規格策定作業を適切かつ迅速に行うための委員会組織の改正

そこで本稿では、技術基準策定組織及びプロセスの抜本的改正の背景および概要について紹介する。

2. デュープロセスとは

民間規格が高い公共性を有するためには、公平性、公正性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスの導入が必要である。例えば、米国では、

米国機械学会（ASME）の策定するASME規格が各州の法規制に採用されるなど、幅広く世間に受け入れられ、活用されている。その大きな理由の一つとして、ASMEの技術基準策定プロセスが公平性、公正性、公開性を原則としていることが挙げられる。ASMEでは、後述する（4.3章参照）“異議申し立て手続き”を、特にデュープロセスと呼んでいる。ASMEにおけるデュープロセスとは、「何人も法の適正な手続きを経ずにその自由、財産または生命を奪われることはない。」とする米国憲法の基本原則を指す言葉に由来している。要するに、ASMEは技術基準策定プロセスを公平・公正・公開にすることで、全ての利害関係者に異議申し立ての機会があることを確保している。すなわち、全ての利害関係者による高度なコンセンサスを形成している。

KHKでは、「デュープロセス」として、異議申し立て制度を含めて、表1のような要求事項を策定プロセスの基本とした。KHKは、デュープロセス導入によるコンセンサスペースの技術基準策定を行い、KHK技術基準の高い公共性を確保することで、これまで以上に幅広く活用されるものと考えている。

3. 新しい委員会組織

3.1 技術基準策定の組織

新しい技術基準策定組織の構成を図1に示す。

KHK 技術基準策定プロセスの抜本的改正—公平性, 公正性, 公開性を原則とするデュープロセスの導入—

表1 デュープロセスの基本的要求事項

1. 公平性の確保
 - 偏りのない委員構成による委員会
 - 誰でも技術基準の提案を行うことができる
 - 誰でも決議に対し意見を述べる機会を確保 (異議申し立て制度)
2. 公正性の確保
 - 技術基準策定手続きの公開と遵守
 - 適切な合意形成システム
 - 書面投票 (letter ballot)
 - 反対意見の解決に向けた努力と書面回答
3. 公開性の確保
 - 技術基準策定の作業予定の公表
 - 会議の公開, 議事概要の公開
 - パブリックコメントの実施

表2 技術委員会・技術委員の役割

- 技術基準作成基本方針の策定
- 規格委員会の ;
 - 設置・廃止に関すること
 - 活動の評価
 - 技術基準案のテクニカルレビュー (委員個人の役割)
 - 技術基準策定プロセスレビュー (委員個人の役割)
- KHKが経済産業大臣に対して行う意見具申・答申に関する調査・審議

表3 KHK技術基準の種類

1. 規格 (KHK Standards)
 - 基準 (遵守すべき要求事項)
 - 指針 (守ることが望まれる事項)
2. 質疑応答・運用解釈 (KHK Interpretations)
3. 技術文書 (KHK Technical Documents)
 - 将来的に制定が期待される規格案
 - 規格等の作成根拠に関する技術報告書等

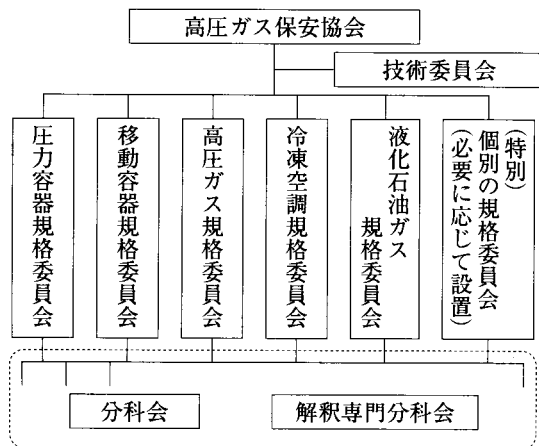


図1 新しい技術基準策定組織

技術委員会はKHKの技術基準策定にかかる統括諮問機関として位置づけた。実質的な技術基準の策定は、技術委員会が設置する圧力容器規格委員会、高圧ガス規格委員会などの規格委員会が行うこととした。

3.2 技術委員会と技術委員の役割

新しい技術委員会と技術委員の役割を表2に示

す。

技術委員会は、各規格委員会の活動の指針となる「技術基準作成基本方針」を策定する。技術基準作成基本方針は、KHK技術基準の策定目的、KHK技術基準の種類(表3)、策定活動の基本事項、各規格委員会の活動範囲、技術基準策定に関わる人の倫理心得などを規定している。また、技術委員会は各規格委員会の設置、廃止について審議する他、各規格委員会の活動の評価を行う。

各技術委員は、各規格委員会が審議・承認を行う技術基準案について、規格委員会における審議プロセスに個人として参加する形で、技術的側面からテクニカルレビューを行う。同様に、規格委員会の審議終了後に、技術基準案の審議プロセスの適正性、すなわち公平性、公正性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスに従っていること

解説

について確認するため、プロセスレビューを行う。各技術委員は、自らが行った各レビューに対する規格委員会の対応について、必要に応じ技術委員会の決議を経て会長に答申する。

3.3 規格委員会の設置・活動範囲・役割

今回新たに設置する規格委員会の役割を表4に、各規格委員会の活動範囲を表5に示す。KHK技術基準策定作業の中心的役割は、規格委員会が担うこととした。規格委員会は、必要に応じて技術基準案の原案作成を行うための分科会を設置する。また、発行した規格などの質疑応答・運用解釈を発行する場合には、解釈専門分科会を設置する。

表4 規格委員会の役割

- 技術委員会の策定する基本方針に従い、技術基準を審議・承認すること
- 分科会、解釈専門分科会の設置・廃止
- パブリックコメントの実施・対応
- 技術委員・技術委員会が行うレビューの対応
- 国内外の関連法令・規格類の調査
- 他の標準化団体との協力

表5 各規格委員会の所掌範囲

名称	活動範囲と所掌する技術基準（主として関係する法令）
圧力容器規格委員会	圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等（高圧法特定則）
移動容器規格委員会	容器及び附属品に係る設計、製造、検査等（高圧法容器則）
高圧ガス規格委員会	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取扱い、これらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等（高圧法一般則、液石則、コンビ則）
冷凍空調規格委員会	冷凍空調設備の設計、製造、試験、検査、設置、運転、維持管理等（高圧法冷凍則）
液化石油ガス規格委員会	供給設備、消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、製造、施工、維持管理等（液石法）
個別の規格委員会（必要に応じて設置）	専門性を要求されるものであって、個別の検討が妥当と判断される分野

4. 見直し後の技術基準策定プロセスの概要

見直し後の技術基準策定プロセスは、2.項で述べたデュープロセスを導入した。図2は“規格”を策定する場合のプロセスを示している。KHKは、個人・企業・団体などからの提案を受け付け後、それを担当委員会に付議する。付議された案件は、図中の丸数字の順番で審議され、最終的にKHKが⑬制定・改正・廃止する。以下では、この技術基準策定プロセスの主なポイントについて紹介する。

4.1 委員会構成と業種バランス

各規格委員会の定員は30名以下とし、偏りのない公平な委員構成にするため、①一つの組織（企業など）からの委員の数は2名までとした。また、②業種バランスの基準として、一つの業種区分の人数が委員総数の1/3以下となるような構成とすることとした。業種区分の例を表6に示す。

分科会は定員を5名以上とし、業種バランスの基準を同様に1/2以下とした。解釈専門委員会は定数を5名以上とし、規格等のドラフト作成者

KHK技術基準策定プロセスの抜本的改正—公平性、公正性、公開性を原則とするデュプロセスの導入—

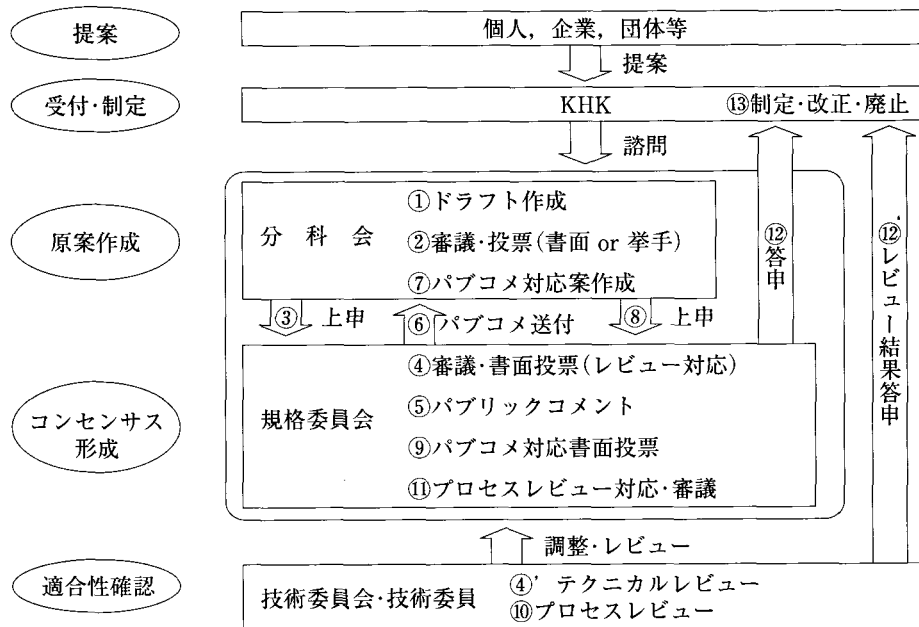


図2 技術基準策定プロセスの概要

が最も解釈に詳しいという理由から、ドラフト作成者を中心とした委員構成とする。

4.2 パブリックコメント

パブリックコメントについては、従来から一部の技術基準策定時に実施していたが、今回は技術基準策定プロセスの重要な一つの要素として定め、規格の承認条件として必須とした。その内容としては、①実施期間は1カ月以上2カ月以内、②パブリックコメントへの対応の結果、技術的変更を行う場合は再度規格委員会の書面投票及びパブリックコメントを必要とする、といった規定としている。

4.3 異議申し立て制度

これは、誰でも規格委員会、分科会、解釈専門分科会の決定に関して意見を述べ、再考することを要求できるという規定である。米国では、デュ

プロセスを構成する最も重要な要素であるとしている。なお、KHK技術基準策定プロセスでは、同じ決議案件に関して何度も再考を繰り返す、必要以上に作業が遅延することを避けるため、一つの案件について再考は一回に限定している。

4.4 事務局の責務

今回、KHKの事務局としての責務を明確に規定した。一つは、個人、企業、団体等からの技術基準案（改正、廃止を含む）及び技術基準に関する質疑応答・解釈に関する質問について、KHKは常時受け付ける体制をとらなければならないことである。二つめは、KHKはそれらを受け付けた場合には、担当する委員会に付議することとした。これらの規定から、KHKは、KHKによせられる技術基準の使用者からの提案や質問を受けて、新たな技術基準の制定や既存の技術基準の継続的な改定や見直しをする。このことが、

解説

表6 業種区分の例

圧力容器規格委員会（予定） <ul style="list-style-type: none"> ●学識者 ●製造者 ●使用者 ●エンジニアリング ●材料製造者 ●検査機関
--

KHK技術基準の使用者に対する利便性の向上と技術基準そのもののレベルの向上に結びつくと考えている。

4.5 決議要件

規格委員会が“規格”を承認するための決議要件と解釈専門分科会が“質疑応答・運用解釈”を承認するための決議条件を表7に示す。規格の決議要件として2/3以上の賛成が必要である。

解釈専門分科会の決議要件は満場一致としている。これは質疑応答・運用解釈の性質上、より統一されているべきであること、解釈があいまいな場合には技術基準本文を規格委員会が見直すようにしたこと、また、規格委員会に上申することな

表7 技術基準に関する主な決議条件

1. 規格 <ul style="list-style-type: none"> ●書面投票により、委員総数の2/3以上の賛成 ●コメント・反対意見は解決に向けた対応必要 ●対応の結果、技術的変更を行う場合再度書面投票
2. 質疑応答・運用解釈 <ul style="list-style-type: none"> ●書面投票により、解釈専門分科会委員全員の賛成

く解釈専門分科会のみ承認により発行されること、などのためである。

5. おわりに

KHKでは、この新体制による民間規格の策定を活発に行い、関係業界において活用されるよう努めていく。また、技術基準の使用者からの技術基準案の提案、技術基準策定活動への積極的な参加、技術基準に関する質問などの提出が、KHK技術基準の向上につながるものであるため、今後とも引き続き皆様の協力をお願いしたい。